

狛江市における新型コロナウイルス感染症への対応について (令和2年3月16日時点)

1. 感染者等が出た場合の対応について

(1) 利用者等に感染が疑われる者が発生した場合

感染が疑われる者とは、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度)続いている者又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者を言います。

実際の対応については、サービスの種類ごとに異なります。多摩府中保健所に相談・報告をするとともに、令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(介護保険最新情報 vol1777)の別紙を御確認ください。

(2) 利用者等又は職員に感染者が出た場合(訪問系サービスを除く)

感染が確定した場合は、狛江市へ電話により御一報いただくとともに、事故報告書を御提出ください。また、居宅サービス(介護老人保健施設・介護医療院のみなし指定を除く)以外のサービスにつきましては、東京都へも電話により御一報いただくとともに、狛江市へ提出した事故報告書の写しを御提出ください。

2. 社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る。以下この項において同じ。)の利用者及び職員(以下「利用者等」と言います。)に感染者が出た場合のその後の対応について

令和2年2月18日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」(介護保険最新情報 vol1764)別紙「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応(2月18日時点)」において、以下の対応が示されています。

(1) 対象サービス

以下のサービスの事業所が対象になります。

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・(介護予防)短期入所生活介護
- ・(介護予防)通所リハビリテーション
- ・(介護予防)短期入所療養介護
- ・療養通所介護

- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護費
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

（２）感染者を診断した医師から最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出が出された後の対応

①発生情報の社会福祉施設等への連絡

新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、医師から届出を受けた都道府県等は、本人又は家族の同意を得て、届出を受けた内容について、当該利用者等が利用する社会福祉施設等の認可権者等に連絡します。（※）連絡を受けた認可権者等は、当該社会福祉施設等と情報を共有します。

（※）認可権者等が市区町村でない場合には、社会福祉施設等の所在する市区町村にも連絡します。

②利用停止等の措置及び臨時休業等の判断

社会福祉施設等は、当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請するようにしてください。また、認可権者等及び社会福祉施設等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力します。

都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合は、社会福祉施設等に対し、その全部又は一部の休業を要請します。また、都道府県等は、感染のおそれがある利用者等について、必要と認める場合には、認可権者等を通じて社会福祉施設等に対し、サービス利用を避けるよう要請します。

③地域住民や家族への情報提供等

都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者等と連携して、社会福祉施設等を通じて、家族等に対しても同様に情報を提供します。

3. 都道府県等の要請を受けて休業する場合の取扱い（事業所が自主的に休業した場合も含む。以下同じ。）について

令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」を受けまして、都道府県等の要請を受けて休業する場合の取扱いは以下の通りになります。

（１）利用者への丁寧な説明

休業する事業所や居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について、丁寧な説明を行ってください。

(2) 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保するようにしてください。

(3) 事業所の事業継続

休業の要請を受けて休業している場合においても、都道府県等と相談し、また利用者等の意向を確認した上で、以下の①・②の通り、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能です。

①休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合

通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定することができます。

②居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分(通所系サービスの報酬区分)を算定することができます。

ただし、サービス提供時間が短時間(通所介護であれば3時間未満、通所リハであれば1時間未満)の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分(通所介護であれば3時間以上4時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分)で算定します。

なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合は、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できますが、1日に算定できる報酬は、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限となります。また、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定します。

4. 居宅介護支援事業所のケアマネジメント手順について

令和2年2月28日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」(介

護保険最新情報 vol1773) 等を受けまして、狛江市におけるケアマネジメントの取扱いは以下の通りになります。

(1) サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メール等を活用する等により、柔軟に対応することが可能です。なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要です。開催しない場合は、担当者への照会内容、開催しなかった理由や経緯等についても記録してください。

(2) モニタリング

介護支援専門員が、新型コロナウイルス感染症への対策として、利用者から訪問を拒否されており、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）ができない状態にある場合には、「特段の事情」に該当するものとして、減算は行わないものとします。

この場合においても、可能な限り他サービス事業者との連携による状況確認や、電話等により利用者の状況把握に努めてください。また、他サービス事業者や本人・家族から聞き取ったことについては、日時・内容等支援経過等に確実に記録し、保存してください。

なお、利用者宅を訪問してモニタリングを実施する際には、手洗い、手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止への十分な配慮をお願いします。

(3) アセスメント

介護支援専門員、利用者家族又は利用者に風邪症状等の体調不良がある場合、面接の趣旨を説明してもなお訪問の拒否があった場合には、電話等によるアセスメントを行うことができます。

なお、連絡をした日、聞き取った内容は記録するとともに、体調が回復又は感染症の流行が落ち着いた時点で改めて、利用者の居宅を訪問し、利用者又はその家族に面接してください。

5. 地域密着型（介護予防）サービスにおける運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護における介護・医療連携推進会議を含む。以下同じ。）の開催について

(1) 運営基準上の取扱い

新型コロナウイルスの感染が拡大している現状を踏まえ、当面の間、運営推

進会議を延期または中止した場合であっても、運営基準違反にならない取扱いとします。ただし、開催を延期または中止する場合には、出席予定者にもその旨ご連絡ください。

なお、本取扱いは事業所判断で開催することを妨げるものではありませんが、感染防止対策を必ず行った上で開催してください。

(2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施回数の緩和要件

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の実施回数緩和の要件の一つである「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」に関する取扱いは次の通りです。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、運営推進会議の開催を中止または延期する場合には、出席予定者に議事内容を文書で報告する等の代替処置を講じることをもって、開催したものとみなします。